际中人首体行	F	(中国四国地力埬現事務	6月 国立	公風課)	令和7年4月1日
事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の 類型(施行令別表の該当項)	保存期間	具体例	保存期間満了 後の 措置
個人又は法人の権	利義務の得喪及	びその経緯			
1 個人の権利 義務の得喪		①立案の検討に関する委員会等文書(十の項) ②立案の検討に関する調査研究文書(十の項) ③意見公募手続文書(十の項) ④行政手続法第2条第8号ロの審査基準、同の行政指針ままにあるための決批文書(十の決批文書のの決批文書を対しております。	10年	・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報 告、最終報告、建議、提言 ・外国・自治体・民間企業の状況 調査 ・関係団体・関係者のヒアリング ・審査基準案・処分基準案・行政 指導指針(国立公園管理計画等)案 ・意見公募要領 ・提出意見を考慮した結果及びその理由 ・審査基準案・処分基準案・行政 指導指針(国立公園管理計画等)案	移管
		を定めるための決裁文書(十の項) ①許認可等をするための決裁文書その他許認可等に至る過程が記録された文書(十一の項) ②許認可等に付した条件に基づく報告	10年(国立 公文書館へ の 移るで の で る で め た た た た に は ち に る に る に る に る に る に る に る に る に る に	審査調書指令書理由報告	以下について 移管(それ以 外は廃棄。以 下同じ。) ・国籍に関す るもの 廃棄
	(3)行政手続法 ①不利益処分をするための決 裁文書その他当該処分に至る 過程が記録された文書(十二 の項) 5年 ・処分案 ・弁明の機会の ・措置命令書 ・理由 (以下「不利 益処分」とい う。)に関す ②不利益処分に基づく報告 ・報告 (4)-交付金等 の交付に関する重要な経緯 制定又は改廃に関する通知文 事業が終了 する日に係る特定日以 後5年 ・通知文書	・弁明の機会の付与・措置命令書・理由・報告	廃棄		
	(5) 不服申立て に関する審議 会等における 検討その他 重要な経緯	①不服申立書又は口頭による不服申立てにおける陳述の内容を録取した文書(十四の項イ) ②審議会等文書(十四の項ロ) ③裁決、決定その他の処分をするための決裁文書その他当該処分に至る過程が記録された文書(十四の項ハ) ④裁決書又は決定書(十四の項ニ)	その他の処	 ・不服申立書 ・録取書 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・答申、建議、意見 ・弁明書 ・反論書 ・意見書 ・裁決・決定書 	以移・や策きえす・決て取もでに 一 の後等響件の会にごと 解のにをに 等つとめ のとめ のいにた

		(6) 国又は行政機関を当事者とする訴訟の提起その他の訴訟に関する重要な経緯	①訴訟の提起に関する文書 (十五の項イ) ②訴訟における主張又は立証 に関する文書(十五の項ロ) ③判決書又は和解調書(十五 の項ハ)	訴訟が終結 する日に保 る 10年	 ・訴状 ・期日呼出状 ・答弁書 ・準備書面 ・各種申立書 ・口頭弁論・証人等調書 ・書証 ・判決書 ・和解調書 	以下について 移管 ・法令の解の 等立案等に を立案を を主な影響性に まなままる を するもの
2	義務の得喪	法第2条第8 号ロの審査基 準、同号ハの同 処分基準、同 号ニの行 場指針及び同 導指針及び同	①立案の検討に関する委員会 等文書(十の項) ②立案の検討に関する調査研究文書(十の項) ③意見公募手続文書(十の項) ③意見公募手続文書(十の項) ④行政手続法第2条第処分基項の審査基準、同号いの行政指導指針を定めるための決裁文書(十の項)	10年	・開催経緯 ・諸事の記録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、是議、提言 ・外国・自治体・民間企業の状況 ・関係団体・関係者のヒアリング ・審査基準案・処分基準案・行政 ・選明会別のでは、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般	移管
		に関する重要 な経緯(国立 公園に関する 事項を除く)	①許認可等をするための決裁 文書その他許認可等に至る過程が記録された文書(十一の項) ②許認可等に付した条件に基づく報告 不利益処分をするための決裁 文書その他当該処分に至る過	10年(国立の 年(国立の 移とをで を を を を を を を を を を を を を を を を を を	 ・審査調書 ・指令書 ・理由 ・報告 ・処分案 ・弁明の機会の付与 	以管 ・電気他公立も益・監導する で変素を ・変素を ・変素を ・変素を ・変素を ・変素を ・変素を ・変素を ・
		な経緯	及者での他当該処方に至る過程が記録された文書(十二の項) 制定又は改廃に関する通知文書	交付に係る 事業が終了 する日に係 る特定日以 後5年	・ 开明の機会の付与・ 措置命令書・ 理由・ 通知文書	廃棄

		(5) 不服申立 てに関する審 議会等におけ る検討その他 の重要な経緯	①不服申立書又は口頭による不服申立てにおける陳述の内容を録取した文書(十四の項イ) ②審議会等文書(十四の項ロ) ③裁決、決定その他の処分をするための決裁文書で入りを当該処分に至る過程が記録された文書(十四の項ハ) ④裁決書又は決定書(十四の	その他の処	 ・不服申立書 ・録取書 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・答申、建議、意見 ・弁明書 ・反論書 ・意見書 ・裁決・決定書 	以移・や策きえす・決て取も下管法そ立なたる審裁年りのの後等響件の会にごとの 解のにをに 等つとめ の後等響件の会にごと
		(6) 国又は行政機関を当事者とする訴訟の提起その他の訴訟に関する重要な経緯	項ニ) ①訴訟の提起に関する文書 (十五の項イ) ②訴訟における主張又は立証に関する文書(十五の項ロ) ③判決書又は和解調書(十五の項ハ)	訴訟が終結 する日に係 る特定日以 後10年	・訴状・期日呼出状	以下について 移管 ・法令の解釈 ・そつ案等の 第 を を を を を を を を を を を を と を を を を を を
その他	の事項					
	及び通達の 制定又は改	(1) 告示の立 案の検討その 他の重要な経 緯 (1の項ま ら2の項まで に掲げるもの を除く。)	①立案の検討に関する委員会 等文書 (二十の項イ)	10年	・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申中間報告、 最終報告、建議、提言	廃棄
			②立案の検討に関する調査研究文書 (二十の項イ)		・外国・自治体・民間企業の状況 調査 ・関係団体・関係者のヒアリング	
			③意見公募手続文書(二十の 項イ)		・告示案 ・意見公募要領 ・提出意見 ・提出意見を考慮した結果及びそ の理由	
			④制定又は改廃のための決裁 文書 (二十の項ロ) ⑤官報公示に関する文書 (二 十の項ハ)		・告示案・官報の写し	
			⑥制定又は改廃に関する通知 文書		・通知文書	
		(2) 訓令及び 通達の立案の 検討その他の 重要な経緯 (1の項から	①立案の検討に関する調査研 究文書 (二十の項イ)	10年	・外国・自治体・民間企業の状況 調査 ・関係団体・関係者のヒアリング	以下について 移管 ・行政文書管 理規則その他 の重要な訓令
		2の項までに掲げるものを除く。)	②制定又は改廃のための決裁文書(二十の項ロ)		・訓令案・通達案 ・行政文書管理規則案 ・公印規程案	及び通達の制定又は改廃のための決裁文書
			③制定又は改廃に関する通知 文書		・通知文書	

4	彰に関する 事項	栄典又は表彰 の授与又はは く奪の重要な 経緯	栄典又は表彰の授与又ははく 奪のための決裁文書及び伝達 の文書 (二十八の項)	10年	・選考案 ・伝達 ・受章者名簿	以移・創関・勲考す・等大る・なに下管栄設す叙・・る国特臣も国表問で、典・る位褒決も民に表の外彰すい 度廃の叙のに 蒼要に 著授れて のに 選関 賞な係 名与のて 名号の 名号の
5	に基づく勧 告及び協	(1) 法令の規 定による他の 行政機関等に 対する協議及 び同意並改決 当該意思決定 に至る過程	①他の行政機関等の協議に対する文書(協議案、他の行政機関等の質問又は意見、当該質問又は意見に対する回答が記録された文書を含む。) ②同意等の内容が記録された文書	10年	・他の行政機関等への協議案・他の行政機関等からの質問・意見・他の行政機関等からの質問・意見に対する回答・同意書	以下について 移管 ・勧告、協 歳、同意 うちもの なもの
	定に至る過程	(2) 法令の規 定による他の 行政機関等に 対する報告、 通知、提出告、 資料及び提出該 意思決定に至 る過程	①通知、報告、資料の提出要求等に関する経緯が記録された文書 ②届出、通知、報告、資料の提出要求等の内容が記録された文書	10年	・報告、資料提出の求め・調査計画・届出書・通知文書・報告書・提出資料	
6	実施に関す る事項	て実施される 実施業の立 業計画の 大関する検 に関する検 討、関係者と の協議又は調	係行政機関、地方公共団体そ	日に係る特	・協議・調整経緯・実施案	廃棄
7	職員の人事 に関する事 項(13の項	職員の人事		3年	・依頼に関する文書 ・受諾に関する文書 - 立 3 松本記	廃棄
8	後援等の名 義使用に関	後援等の名義	②身分を証明する文書 中国四国地方環境事務所の後 援等の名義の使用に関する文 書	5年	・立入検査証・申請書・承認に関する文書・報告書	廃棄
		他の行政機関 又は関係団体 への後援等の 名義の使用申 請	他の行政機関又は関係団体への後援等の名義の使用申請に関する文書	5年	・申請書 ・申請に必要な書類一式 ・報告書	廃棄

9	情報公開及 び個人情報 保護に関す る事項	個人情報保護	個人情報保護に関する文書	常用(無期限)	・個人情報ファイル簿	廃棄
				5年(審査 会への諮問 に関する文	・開示請求 ・訂正請求 ・利用停止請求	
10	所管する ・ ・ ・ は ・ で ・ に の を に の の に 。 に る に 。 に る に る に る に る に る に る に 。 に 。 に る に 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。	会議	①会議に関する文書 (全国都道府県及び政令指定 都市等環境担当部局長会議 等)	5年	・会議資料 ・出席者名簿	廃棄
			②軽易な会議に関する文書 (自然保護官等管内会議等)	1年	・会議資料	
11	官報の掲載 電関 で で に 現 に 現 に れ の に れ の に れ の に れ の に る に る 。 。 る 。 る 。 る 。 る 。 る 。 る 。 る 。 る 。 る 。 る 。 。 る 。 。	官報掲載	官報掲載文書	5年	・官報原稿の送付に関する文書 ・印刷誤り・原稿誤りに関する文 書	廃棄
12	契約行為に 関する事す のを 関い のを除く)	契約行為	契約行為に関する文書	契約が終了 する特定日以 後5年	・契約に関する文書 ・報告書	廃棄
13		他の行政機関 が所管する業	①他の行政機関が所管する業務に関する照会・通知、報告 ②他の行政機関が所管する業務に関する申請、届出等に関する文書	5年	・他の行政機関からの照会・依頼 に対する回答 ・他の行政機関に対する申請・届 出に関する文書 ・他の行政機関からの回答	廃棄
	他の行政機 関又は関係 団体への依 頼に関する 事項	講師・講演依 頼	他の行政機関又は関係団体に対し、講師・講演を依頼する 文書	3年	・依頼文書 ・旅行依頼簿 ・謝金・旅費支給調書	廃棄
15	広報に関す る事項	広報	広報に関する文書	5年	• 広報資料、報道発表資料	廃棄
16	画・立案、 実施に関す	行事の企画・ 立案、実施に 関する重要な 経緯	①周年行事等重要な行事の企 画・立案、実施に関する文書		・実行委員会に関する文書 ・実施要領、企画書等	廃棄
			②①以外の行事の企画・立 案、実施に関する文書	3年	・実施要領 ・講師依頼及びその回答	

				1		
17	づびす。 く登録事項 前掲げる に掲 に も に る る る に る る に る る に る る る に る る る る る る る る る る る る る	録に関する事項	に関する文書		・委嘱及び登録に関する文書	廃棄
18	律、条約、 政令及び省 令その他規 則)の制定	(2)法令の解釈 又は運用の基 準に関する通 知	法令の制定又は改廃に関する 解釈又は運用の基準の設定の ための通知文書	20年	・法令に関する本省からの通知文 ・法令に関する本省からの通知文 書	廃棄
19	局成議で構会に のされこれも できるにのこ	れる会議の決 定又は了解に 関する立案の 検討及び他の 行政機関への	①会議の決定又は了解に係る 案の立案基礎文書 (六の項 イ)	10年	・基本方針 ・基本計画	廃棄
	て同じ。) の決定又は 了解及びそ の経緯	重要な経緯	②会議の決定又は了解に係る案の検討に関する調査研究文書(六の項イ) ③会議の決定又は了解に係る案の検討に関する行政機関協議文書(六の項イ)		・外国・自治体・民間企業の状況 調査・関係団体・関係者のヒアリング・協議案・質問・意見・質問・意見に対する回答	
			④会議の検討のための資料として提出された文書(六の項ロ)及び会議(国務大臣を構成員とする会議に限る。)の議事が記録された文書		・配付資料 ・議事の記録	
			⑤会議の決定又は了解の内容 が記録された文書(六の項 ハ)		・決定・了解文書	
20	おける審議	委員会等(1 の項から4の 項までに掲げ るものを除 く。)	委員会等文書	10年	・開催経緯・諮問・議事の記録・配付資料	廃棄
					・中間答申、最終答申、中間報 告、最終報告、建議、提言	
			委員会等の事務関係		・委員の任免関係 ・開催通知	
					No Investor	

21	(1)国立公園計 画に関する事 項	国立公園の公園計画に関する 文書	20年	・公園計画の指定・点検・再検討に関する協議文書	以移・張やの計画に で を で で が が が が が が が が が が が の が が が が が が
	(2)国立公園事 業に関する事 項	①公園事業に関する文書	20年	・公園事業の決定・変更・廃止に 関する協議文書 ・調書	廃棄
		②公園事業の執行承認・認可 変更等に関する文書	公園事業廃 止の日から 5年	・申請書 ・決裁文書	廃棄
		①自然公園法施行規則第11条 第35項による基準の特例に関 する文書	20年	・特例に関する制定又は改廃及びその経緯等に関する文書	以移・やの経要の等響の下管 例容例のも認大与の、制うの可きえい 範基定ち等判なる 囲準の重き後断影も
		る文書	許認可等の 効力が日に係 る特定日以 後5年	・申請書 ・決裁文書	廃棄
		③国立公園の行為許可の届出 に関する文書	後5年 許認可等の 効力る日に おおに おおに おり かった かった かった かった かった かった かった かった かった かった	・届出書 ・決裁文書	廃棄
	管理運営に関 する事項	国立公園の管理運営に関する 文書	20年		以下について 移管 ・ 準やうのを ・ での ・ での ・ での ・ での ・ での ・ での ・ での ・ での
		自然公園法に係る通知に関す る文書	5年	• 通知文書	廃棄

備考

- この表における次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。
- 1 立案基礎文書 立案の基礎となった国政に関する基本方針、国政上の重要な事項に係る意思決定又は条約その他の国際約 束が記録された文書
- 2 委員会等文書 委員会その他の合議制の機関又は専門的知識を有する者等を構成員とする懇談会その他の会合(この表に おいて「委員会等」という。)に検討のための資料として提出された文書及びその他委員会等の議事、答申、建議、報告若しく は意見が記録された文書その他審議委員会等における決定若しくは了解又はこれらに至る過程が記録された文書
 - 3 調査研究文書 調査又は研究の結果及び当該結果に至る過程が記録された文書
- 4 決裁文書 行政機関の意思決定の権限を有する者が押印、署名又はこれらに類する行為を行うことにより、その内容を行 政機関の意思として決定し、又は確認した行政文書
 - 5 意見公募手続文書 意見公募手続の実施及び結果の公示に関する決裁文書
- 6 行政機関協議文書 他の行政機関への協議に係る案、当該協議に関する他の行政機関の質問若しくは意見又はこれらに対 する回答が記録された文書その他の当該協議に関する文書
- 7 国会審議文書 国会における議案の趣旨の説明又は審議の内容が記録された文書、国会において想定される質問に対する 回答に関する文書その他の国会審議に関する文書
- 8 関係行政機関の長で構成される会議(これに準ずるものを含む。) 閣僚委員会、副大臣会議その他の二以上の行政機関 の大臣等(国務大臣、副大臣、大臣政務官その他これらに準ずる職員をいう。以下同じ。)で構成される会議
 - 9 省議(これに準ずるものを含む。) 省議、政務三役会議その他の一の行政機関の大臣等で構成される会議
- 10 特定日 第14条第12項(施行令第8条第9項)の保存期間が確定することとなる日の属する年度の翌年度の4月1日(当該確定することとなる日から1年以内の日であって、4月1日以外の日を特定日とすることが行政文書の適切な管理に資すると文書管理者が認める場合にあっては、その日)
- 二 職員の人事に関する事項について、内閣官房令、人事院規則の規定により保存期間の定めがあるものは、それぞれ内閣官房令、人事院規則の規定による。
- 三 本表の第三欄は、法第4条の趣旨を踏まえ、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証する観点から重要な行政文書を示しているものであることから、同欄における「過程が記録された文書」は、当該四 本表各項の第四欄に掲げる保存期間については、それぞれ当該各項の第二欄に掲げる業務を主管する行政機関に適用するものとする。
- 五 保存期間満了後の措置に関する注意事項
 - 1 「移管」とされている文書が含まれている行政文書ファイル等は全て移管することとする。
- 2 「廃棄」とされているものであっても、国家・社会として記録を共有すべき歴史的に重要な政策事項であって、社会的な影響が大きく政府全体として対応し、その教訓が将来に活かされるような以下の特に重要な政策事項等に関するものについては、 移管が必要となる。
- 四大公害病関連、阪神・淡路大震災関連、オウム真理教対策、病原性大腸菌〇157対策、中央省庁等改革、情報公開法制定、 3 東日本大震災に関する行政文書ファイルについての保存期間満了後の措置については、平成24年6月18日付けで内閣府大臣 官房公文書管理課及び独立行政法人国立公文書館から連絡のあった「東日本大震災に関する行政文書ファイル等の移管に係る基 4 昭和27年度までに作成・取得された文書については、「歴史資料として重要な公文書その他の文書」に該当する可能性が
 - 5 移管については、当該業務を主管する課室等の文書管理者において行うものとする。